



2024年4月23日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

リスク・コンプライアンス委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「リスク・コンプライアンス委員会」（以下「本委員会」といいます。）を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本委員会設置の目的

2024年3月19日付『東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ』にて開示いたしましたとおり、当社は、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は存在しているものの、実効性に乏しい状況であることが、第三者委員会の指摘により明らかになりました。

当社が新規事業を開始する上で、当社の管理及び責任において、事業の支障となり得る重大なリスクの把握、そのリスクを回避するための調査及び解決策の検討等を慎重に協議しながら進められておらず、実質的な運用ができておりませんでした。また、コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長となっており、年に1回のみで開催であり、コンプライアンスの推進といった本来の役割は発揮されておりました。

以上のように実効性に乏しいリスク管理委員会とコンプライアンス委員会とを統合し、グループ全体のリスクマネジメント及びコンプライアンスを統括することを目的として本委員会を設置することといたしました。

2. 本委員会の役割

- (1) 当社及び当社グループにおいて、以下に示す事項について調査する権限を有します。
 - ① 当社及び当社グループにおいて利益相反取引に係る事項
 - ② 当社及び当社グループにおいて関連当事者取引に係る事項
 - ③ 当社及び当社グループの新規事業のリスクにかかる事項
 - ④ 当社及び当社グループの経営管理体制、内部管理体制、リスク管理体制に係る事項
 - ⑤ その他、当社及び当社グループのリスク・コンプライアンスに係る事項
- (2) 前項に規定する審議のほか、当社及び当社グループのリスク体制やコンプライアンス体制の維持及び発展のため、以下に示す事項に関する権限を有します。
 - ① 当社及び当社グループの業務運営に対するモニタリング
 - ② 当社及び当社グループのリスク・コンプライアンス体制の検証
 - ③ 是正措置、再発防止策（コンプライアンス違反行為が発生した事実の公表を含む。）の策定及びその実行要請
 - ④ 当社及び当社グループの役職員が法令諸規則・社内規程に違反した場合の処分方針の検討に対する取締役会への提言
 - ⑤ 当社及び当社グループの稟議取扱規程において取締役会へ報告または取締役会での決裁が求められている事項に係る報告の徴求
 - ⑥ リスク・コンプライアンスに関し疑義が生じた場合の当該疑義事象に対する取締役会への是正措置の実行要請または中止要請
 - ⑦ その他当社及び当社グループのリスク・コンプライアンスに関する提言

3. 本委員会の構成

本委員会は、社外取締役と、弁護士及び公認会計士等の外部有識者の計3名以上により構成され、委員の中から互選により委員長を選任いたします。

4. 本委員会の設置日

2024年4月23日

以上